

●規程改正の概要

要旨	山梨県職員の退職手当に関する規則の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程」の一部改正を行う。
内容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程の一部改正（規程第●号）</p> <p>1 改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年6月、雇用保険法施行規則の一部が改正され、雇用保険の特定受給資格者となる離職の理由として、「本人又は同居の親族が新型コロナウイルス感染症の病原体に感染した場合に重症化するおそれのある疾患有することその他の職業安定局長が定める理由」が追加された（令和2年5月1日以降に退職した者について適用）。 ※ 特定受給資格者：倒産、解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者。被保険者期間が6か月以上（通常は12か月以上）あれば失業等給付の受給資格を得ることができる。 ○ これに伴い、山梨県職員の退職手当に関する規則の一部が改正され、失業者の退職手当の特定退職者となる退職の理由として、上記と同様の理由に該当する場合が追加された（適用日も同様）。 ※ 失業者の退職手当：公務員が退職した場合において、退職時に支給された「一般の退職手当等の額」（A）が雇用保険の「失業等給付」（B）に満たない場合に、その差額分（B-A）を限度として支給するもの。 ※ 特定退職者：雇用保険の特定受給資格者に相当する者。勤続期間が6月以上（通常は12か月以上）あれば失業者の退職手当の支給対象となる。 ○ 地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程は、従来から県の改正内容に準じて改正することとしている。 <p>2 改正の内容</p> <p>失業者の退職手当の特定退職者となる退職の理由に、「本人又は同居の親族が新型コロナウイルス感染症の病原体に感染した場合に重症化するおそれのある疾患有することその他の職業安定局長が定める理由」を追加する。</p>
施行期日	令和2年10月6日から施行する。（令和2年5月1日以降に退職した者について適用する。）

職員退職手当規程新旧对照表(令和2年10月6日施行)

		新規	1日
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)	第1条 この規程は、平成22年4月1日から施行する。	
第2条～第6条 略	第2条～第6条 略		
		(特定退職者に関する暫定措置)	
第7条 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第20条の規定については、第20条中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4の規定により読み替えられた同規則第36条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者はほか、次のとおり」とする。			
附 則 (規程第8号) (施行期日)	附 則 (規程第8号) (施行期日)	第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。	
略	略		

<p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p>
<p><u>第1条</u> この規程は、令和2年10月6日から施行し、改正後の地方 独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程附則第7条の 規定は、令和2年5月1日以降に退職した者について適用する。</p>